

児童虐待リスクとしての母子家庭 ——社会的排除とジェンダーの視点——

徳島大学 辻京子*

I. はじめに

日本において、1980年代以降、家族の多様化や個人化をめぐる議論が頻繁におこなわれ、形態としての核家族や近代家族のイデオロギーの自明性は失墜したかに見える。しかし、その一方で、家族を対象とした制度や政策は、いまだに形態としての核家族やケア担当者としての女性といった近代家族イデオロギー、および家族主義を前提としているものが多いことが指摘されている。たとえば、近代家族イデオロギーを前提とする対策について山田(2007:3)は、少子化対策が結婚している夫婦を対象にしていることを示している。家族主義ということのみでみても、2000年に施行された介護保険制度について上野(2011:133)は、家族介護負担の軽減を意図したものであったが、在宅支援サービスは自宅に家族介護者がいることを前提に制度設定されていると指摘している。

本稿でみていく児童虐待防止対策(厚生労働省 2012)も子育ての責任を家族に押し付けているという点で家族主義であり、さらにまた、両親が揃っていること、そして子育ての担当者としての母親の役割がこれまでのどの家族政策と比べても強調されており、近代家族イデオロギーが顕著に認められている。1990年以降、近代家族のイメージが児童虐待防止対策を通してむしろ強化されてきた側面を指摘する研究がある。児童虐待防止対策は、児童虐待を社会全体の問題ではなく、子どもにひどい仕打ちをする親や家族といった個人レベルの問題とみなしてきた。それゆえ、児童虐待防止対策は、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域の関係者や地域住民の幅広い協力体制を構築して、虐待をする可能性の高い親や家族のリスクを、リスクアセスメント表を用いて早期に発見することに重点をおいている(上野 2011)。そして児童虐待のリスクアセスメントのいくつかの項目は、性役割、子ども中心主義、夫婦愛という近代家族の理念的特徴に照らしてはじめて、リスクとして採用されている(上野・野村 2003:205-206)。上野は、児童虐待のゲートキーパーである母子保健の領域で用いられているリスクアセスメントを検討し、まず「母子家庭」自体がリスクになっていること、それ以外にも「母若年」「母性意識」「母親の訴えが多い」「高齢出産」など、母親だけに関連する項目が多いこと、また「妊娠・出産のストレス」「家事能力不足」「抱き方がぎこちない」「育児知識不足」など、主には近代家族イデオロギーにもとづく母親を想定した項目からリスクアセスメントが構成されていることを指摘している(上野 2007, 野村・

上野 2003)。児童虐待防止対策は、母親に焦点を当て、家族構成の点で父親不在の母子家庭を問題視し、子どもは母親により慈しまれ、愛されるべきという前提にたち母親の行動や内面を注視したものになっているといえる。

村田もまた1990年代から2000年代初めにかけて増え続けた児童虐待の下位カテゴリーのひとつであるネグレクトをとりあげ、それが母親の問題として想定されてきたことをジェンダーの視点で考察している(村田 2006:167-170)。ネグレクトの問題は、子育て中の母親に焦点が当てられ、望ましい女性像の欠如としてネグレクトが定義されているからである(上野 2007:36)。このような指摘は、児童虐待防止対策における母子家庭の扱いを考えるうえで示唆に富んでおり、本稿も村田や上野の議論に依拠していく。しかし、これらの議論には、児童虐待防止対策の現場からのデータの裏付けがないという大きな欠陥がある。

これまでの児童相談所のデータを用いた調査では、虐待が発生した家庭の状況を見ると経済的に困窮し、経済的に困窮している世帯構成では、ひとり親家庭が多く、とりわけ母子家庭の割合が高いという結果が報告されている(全国児童相談所長会 1997, 2009, 益田 2004, 東京都 2005, 松本 2010)。このような調査は、母子家庭を経済的な視点で検討したものである。いいかえれば、児童相談所のデータでは、児童虐待防止対策において近代家族イデオロギーに根差したバイアスがあることについて、いまだ日本の現場では検証されていないのである。そこで本稿では、まず児童相談所のデータを用いて、児童虐待防止対策が近代家族イデオロギーに根差したものであることを検証していく。次に、虐待者と判定されることが、母子家庭の母親にとってどのような影響を及ぼすのかを社会的排除の視点でみていく。

著者が文献データベースであるCiNiiとWebcat、そして医学中央雑誌データベースで、「児童虐待」、あるいは「子ども」and「虐待」で検索した結果、被虐待者へのインタビュー調査はいくつかあるが、虐待者とされた親自身に調査したのは、筆者が知る限り内田の研究のみである。内田は、著書『「児童虐待」へのまなざし』で、虐待をしていると判定された当事者の母親1人のインタビュー結果を紹介している。児童虐待の対策についての議論のほとんどは、児童虐待を早期に発見し、被虐待家庭への訪問や個別相談、カウンセリング、就労支援などを提供することで重症化を防ぐという内容構成にな

っている。そのような状況において、内田は公的機関がサービス提供をする際に必要な「児童虐待という定義づけ」のスティグマ性のほうに議論の軸をおいている。このスティグマ性の議論を、データで指摘したのは内田がはじめてであり、重要な問題提起になっている。とはいえ、この一例において、どのような経緯で公的機関から親が虐待と判定されたのかは不明である。親が公的機関の専門家の定義づけにどのように抗ったのか、また虐待と判定された母親が地域社会に対してどのように応えているのかの情報は記されていない。

児童虐待防止施策において母子家庭がリスクとみなされ、サービスが提供される仕組みは、社会的排除と包摂という観点からみていくことが可能である。

岩田は、社会的排除の定義を「ある人がその帰属する社会において主要な社会活動や社会関係への参加を拒まれている状態」とし(岩田 2012: 3)、社会的排除と社会的包摂の関係について、連携や包摂された社会の構想を含み、排除と統合はある連続的な関連の中にあると説明している(岩田 2010: 13)。Lister もまた、社会的包摂は排除の状況においても起こりうることを示唆し、母子家庭を例にして、母子家庭の子育ての責任が同時に、労働市場からの排除と地元の社会的ネットワークへの統合の原因となる可能性があることを指摘している(Lister 2004=2011: 136)。社会的排除は、排除された人を社会的に包摂するが、その包摂が、さらに排除を生んでいるのである。

II. 研究目的

本研究の目的は次の二つである。これまでの先行研究において、児童虐待防止対策が近代家族イデオロギーのバイアスに影響され、母子家庭をリスクとして管理していることについてはすでに理論的な検討が行われている。それに加えて、まず本稿では、理論的検証を裏付けるために、児童相談所のデータを用いて母子家庭のほうに児童虐待を疑われやすいか否かをみていく。そのために、児童相談所によって児童虐待と判定された事例を用い、「母子家庭」と「父親と母親が揃った家庭」の虐待種別や虐待重症度を比較し、母子家庭が実際にリスクとしてみられ、虐待と判定されやすいのかを検証する。

次に、母子家庭の母親が虐待者と判定され、しかし子どもが児童相談所の保護所に措置されなかった場合、親子が専門家の観察対象になり(見守りケース)、サービスが提供されるが、それらのサービスが母子家庭にどれほどの効果があるのかを検討する。しかし、母子家庭の母親は、公的機関の専門家からの「見守り」というサービスが負担になり、サービスを拒むことで、より問題がある家庭としてスティグマが貼られることが予測される。

この点はことのほか重要である。社会福祉における社会的

排除と社会的包摂の議論は、排除された人々たちへのサービスの提供の議論でもあったからである。

本稿で扱う母子家庭も、文化的次元において、標準家族やジェンダー家族でなくなることで、社会的に排除される対象とされている(神原 2009: 138)。児童虐待防止対策においては、父子家庭も母子家庭と同じように児童虐待のリスクとみなされている。しかし、2007年度より、児童虐待を早期に発見する目的で、4か月児未満がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」が実施され、児童虐待対策は母親に焦点づけられていることから、本稿では母子家庭のケースを取り上げてみていきたい。

III. データと方法

本稿は、次の2つの調査データに基づいている。まず第1に、人口約40万人を管轄するA児童相談所が、2004年度から2008年度に児童虐待相談として受理した全ケース866例であり、重複ケースを除いた667例の分析を対象とした。その内訳は、「父親と母親がそろった家庭」(以下、両親家庭)416例と「母子家庭」188例を合わせた604例である。今回の分析では、母子家庭を対象としているため、父子家庭と両親以外の親族からなる家庭は除外した。

データは、A児童相談所の児童虐待相談受理票および個人記録からの情報をもとに、A児童相談所が判定した内容そのものを筆者が入力した。

分析の対象とした項目は、「世帯類型」、「虐待種別」、「虐待重症度」である。

本稿では、「母子家庭」と「両親家庭」のそれぞれに虐待種別、虐待重症度、通告回数について、項目ごとにみた。さらに、世帯構成と虐待種別、虐待重症度の関連性をみた。通告回数については、世帯構成間で平均値の差を求めた。

第2に、虐待者と判定された母子家庭の母親5人にインタビュー調査を行った。インタビューを実施した期間は、2012年10月から2013年2月の5か月間である。児童相談所の児童虐待ファイルに記載されていることを本人に確認をした。調査では、調査協力者が虐待と判定された理由、その時の公的機関とのやり取りやその後の地域における人間関係を中心に、自由に話をしてもらった。

IV. 結果

1. 児童虐待相談受理データの分析結果

まず、母子家庭188例と両親家庭416例を合わせた604事例のうち、虐待重症度の割合で最も多かったのは、「虐待の危惧」で261例(43.2%)であった。一方、重症度が高い「重度虐待」と「生命の危機」を合すると、90例(14.9%)であった。通告回数の平均は、1.8回であった。

次に、「母子家庭」と「両親家庭」別に、虐待重症度（表 1-a）と虐待種別（表 1-b）で χ^2 検定を行った。虐待重症度では、「母子家庭」に「虐待の危惧」が 57.4%を占め、「重度虐待・生命の危機」を合せても 1割にも満たなかった。一方、「両親家庭」においても「虐待の危惧」が 36.8%と高いが、重症度が高い「重度虐待・生命の危機」は 2割を占めていた。

表 1-a 虐待重症度

	母子家庭		両親家庭	
	n	%	n	%
虐待の危惧	108	57.4	153	36.8
軽度虐待	31	16.5	73	17.5
中度虐待	41	21.8	108	26.0
重度虐待・生命の危機	8	4.2	82	19.7

Pearson $\chi^2=35.197$ df=4 P=.000

虐待の種別では、「母子家庭」に「ネグレクト」の割合が高く 53.2%を占め、一方「両親家庭」は「身体的虐待」の割合が高く、次いで「ネグレクト」であった。

通告回数の平均は、母子家庭 2.1 回、両親家庭 1.7 回 ($p=0.004$)であった (Wilcoxon の順位和検定)。

「母子家庭」は、重症度が「虐待の危惧」のレベル判定されやすく、「ネグレクト」と判定される割合が高く、通告されやすい傾向にあることを示していた。

表 1-b 虐待の種別

	母子家庭		両親家庭	
	n	%	n	%
身体的虐待	44	23.4	162	38.9
心理的虐待	43	22.9	101	24.3
性的虐待	1	0.5	21	5.0
ネグレクト	100	53.2	132	31.7

Pearson $\chi^2=32.050$ df=3 P=.000

2. 児童虐待と判定された母子家庭の母親へのインタビュー結果

母親 5 人は、まず母子家庭であることで子育ては大変であると保健師、保育士、民生委員からみられていたと述べている。加えて、A 氏は子どもの身体症状や健診の未受診、C 氏は子どもが警察に補導されたこと、B 氏は子どもが病院で急性ストレス性胃腸炎と診断されたこと、D 氏は子どもに発達障害があること、E 氏は子どもが万引きしたことで、虐待と判断されたと受け止めていた。児童福祉司は、母親に虐待であることは伝えるが、虐待の種別は伝えていない。さらに 5 人とも、児童福祉司や保育士、民生委員からの相談やカウンセリングの案内を断り、C 氏に至っては子どもを施設に入所させる誘いを受けなかったことで、さらに虐待を強く疑われ、観察の対象となったと述べている。母親 5 人は、公的機関の職員や民生委員が訪問することで、近隣や友人がそれまでと違った態度を示すようになり、特別視されていると意識するようになった。A 氏と B 氏は、経済的に困窮はしていないが虐待者と判定された後、美容室の顧客が減少した。また C 氏

は、マッサージ店の収入と児童扶養手当で生活していたが、虐待者と判定された後、顧客が減少し収入が減少したため、実家の父親に金銭援助を依頼していた。D 氏は専門家との面接のために仕事を休まなければならず収入が減少した。E 氏は生活保護受給中である。

1) 母子家庭と虐待リスク

母親 5 人は、母子家庭であることで虐待を疑われたと思っている。また、児童福祉や保健の専門家から、母子家庭だから子育てが大変だと言われ、以下にみるように不快感を抱いていた。

A 氏：3 歳児健診の時、保健師から「お母さん母子家庭なんやね」と言われた。保健師が家に来て、離婚した時期や養育費のことや、ストレスがないかとか、チェック表みたいなのを見ながら聞かれた。帰り際に「一人で頑張りすぎないでね」と言われて、何?と思った。保健師と児童福祉司が店に来て「子どもさんのことで何かお困りごとはないですか。しんどかったら相談に来てください」と言われた。保育士や保健師から「何かあったら相談して」言われ、鬱陶しい。

B 氏：子どもと保育士の関係が良くなって。ある夜、お腹を押さえて「痛い」ってすごく泣くから、救急受診し「急性ストレス性胃腸炎」と診断された。医者から「家でストレスになるようなことはない?お母さん、一人じゃ大変でしょ」と言われた。保育士からは毎日「お母さん一人で大変とちがう?大丈夫?心配なことはない?」と聞かれた。1 回だけ保育園の職員でない人たちが話しかけてきて、「お母さん、一人で頑張らなくてもいいよ」って、コマーシャルみたいなことを言われたことがあった。

C 氏：うちは母子家庭だから前から疑われているだろうなと思っていた。子どものことが心配で、ついつい大声で叱ったら、夜 10 時頃に子どもが飛び出して、民生委員が子どもを連れて来てくれて、「母子家庭で大変なんだろうけど、叱りすぎ。相談に行ったらどう」と何回も言われた。児童相談所や担任の先生が来て「お母さん一人で大変だと思う。子どもとの関わり方を変えていきましょう」と言われた。うちの家のことは知らないくせに。

D 氏：子どもが近所の植木鉢に悪戯をした時、近所の人から「おたくは母子家庭だから、躰ができてない」と言われた。その人が学校と児童相談所に連絡したようで、突然の訪問を受けた。「発達障害がある子どもさんを一人で育てるのは大変でしょ。関わり方を話し合いませんか」と言われ、子育てを

否定されていると思った。

E氏：近所の店から「子どもが万引きをした」と連絡があり、謝りに行った後、生活保護ワーカーと児童福祉司が家に来て「子ども5人を一人で育てるのは、一人一人に目が行き届かないでしょ」と言われた。本当に万引きをしたかどうかわからないのに、疑われて、母子家庭で躰ができてないみたいに見られて、嫌な思いをした。

2) 見守りとサービス拒否

母親は、児童福祉司から子どもの相談やカウンセリングを勧められ、それを負担に感じサービスを拒んでいる。しかし、サービスを拒んだことで、さらに監視されていると感じていた。また、C氏は、専門家が提示する子育ての方法に対して、自分なりの子育て方法があると述べている。関連部分のインタビューをみていく。

A氏：3歳児健診の最後に、児童相談所のことや子ども相談を勧められた。話の途中で、仕事もあるし、キレ気味に断った。保健師の訪問を断ると、突然に訪問された。保育士からも「いつでも相談のよ」と言われ、しつこいと思って、相談することはないし、母子家庭を心配してくれなくても、私は良い母親してますと言いつ返した。

B氏：市の保育所担当者に保育士や保育園の改善を求めて相談したら、担当者から「保育園は、お母さんが一人で大変だろうと心配しています。児童相談所にも連絡をしておくので相談に行かれたらどうですか」と言われた。私は一言も子育てが大変！なんて言ってないのに。相談することはないと言ったら、担当者は「児童相談所はカウンセリングをしてくれますよ」と言われた。「そんなの必要ない。問題があるみたいに言うな！」と言いつ返した。翌日から、登園時に園長と主任保育士が出迎えるようになり、家の様子を根掘り葉掘り聞くようになった。私は要注意人物か！と、すごい悔しかった。

C氏：子どもが友達と放置自転車に乗っていたのを3回補導され、学校と児童相談所に連絡された。児童相談所から「相談に来てください」と執拗かった。私には私の躰の仕方があると言うと、民生委員に「不利になるよ」と言われた。専門家の言うとおりにしろ、って感じで腹が立ったから帰ってもらった。翌日、仕事中に学校の先生と民生委員が来て「心理の人に相談したら、子どもを一時的に預けて休憩したら」と言われた。それから、しょっちゅう民生委員が来くようになって、見張られているみたいな感じがした。

D氏：児童相談所から「障害のある子どもの子育ては大変だ

から、イライラしますよね。ついつい、叩いたり、怒鳴ることがありませんか。心理士と相談してきましょう」と言われたけど、必要がないと断った。それから、先生や児童委員、児童相談所が来るようになって、観察されてる気がした。

E氏：生活保護ワーカーの訪問回数が増え、保健師も一緒に来るようになり、「いつでも相談に来てください」と言われ、児童相談所の相談も進められたので、「わかったから、もう来ないで」と拒否した。その後、児童委員が様子を見に来るようになり、精神的に追い詰められたようになった。

3) 特別な存在というまなざし

母親5人は、児童福祉司、保育士、民生委員の関わりが増えたことで、周囲の人から問題がある家庭と思われ、よそよそしい態度をとられたと感じている。また、ふたりの母親は、虐待と判定され周囲から特別視されたことで、顧客が減り収入が減少した。しかし母親は、周囲の人たちの態度に対して、攻撃的に対応するのではなく、周囲の人たちと一定の距離を保つことで、以下にみるように、自分たちの生活を安定させようとしていた。

A氏：仕事中に児童相談所が来るから、「何かあった」と思われ、友達親子もお客さんで来てたけど、半年くらい来なかった。実際に売り上げが3割くらい減った。しばらくは親が生活費を出してくれた。応援してくれる人もいるけど、何かあると、やっぱり母子家庭は、って言われる。でも、周りから見たら偏見があるのは当然。児童相談所も一生懸命、仕事してるだけ。でも、偉そうで嫌い。反抗しない、お世話にもならないようにして。商売しているし、目立たないように近所の人にはニコニコして、嫌われないようにしてないと、死活問題になる。

B氏：保育士からじっと監視されたり、児童相談所のカウンセリングを進められるし、それに子どもが保育士や保育園を嫌がるから、保育園を変えようとしたけど「待機がいるから」とか「お母さんの思うような保育はうちではできないかもしれないので」って断られた。保育士は、虐待があるか、ないかって目で見てるんだと思う。虐待を発見するためのマニュアルみたいなのがあって、それに従っているだけと思う。保育士に、保育のプロやる！犯人探しみたいなことをするな！と言ったのがだめだったかな。保育園のママ友に会った時、よそよそしくされた。そんなママたちとは、それなりの付き合い方をしたらいいだけ。腹を立てるだけ無駄。怒ったら、ますます虐待の母みたいに思われる。

C氏：警察や児童相談所や学校の先生、民生委員が、営業時

間に来るようになって、お客さんが減った。しばらくの間、収入が減って生活できるかなあと考えた。近所の人に会っても、挨拶もしてくれんし。でも、私から挨拶したら、普通にしてくれるようになって、お客さんも戻ってきた。役所の人や学校の先生みたいに権力を持つ人には、反抗せず「そうですね」って、従ったふりをしてたらいってことを学んだ。

D氏：近所の人から「母子家庭だからって、しっかり躰してもらわないと困るわ」と陰口を言われていた。近所の人がいいたら、道を変えていた。でも、コソコソしていたら余計に疑われるし、私たち親子のことを知ってもらえないと思い、堂々とするようにした。

E氏：近所の人から、「母子家庭で子どもが多いし、生活保護受けているし、虐待にもなるよな」と陰口を言われていた。言い返したいけど、挨拶だけをして関わらないようにしていた。生活保護ワーカーや保健師にも抵抗したら、保護費をストップされるかもしれないと思い、面接を受けるようにした。

V. 考察

今回の調査結果では、母子家庭は、児童虐待防止対策において、児童虐待のリスクのひとつとされているため、児童福祉や保健の専門家から虐待の可能性がある家庭とみなさやすいことが児童相談所のデータで示されたといえる。また両親家庭に比べて母子家庭でネグレクトと判定されやすいことは、夫婦と子どもから成る家庭を中心とした近代家族イデオロギーを背景に、母子家庭は父親不在の欠損家族であり、「子どもにとって健康・安全への配慮を怠っている」や「子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない」、「適切な食事を与えない」（厚生労働省 2007）など十分な養育が行われていない家庭と見なされやすいことを裏付けているのではないだろうか。

虐待者と判定された母子家庭の母親5人のインタビューでは、虐待というスティグマを背負わされた母親が、それをどのように受け止め、対処していくのかを示していた。調査対象の母親5人は、児童福祉や保健の専門家から「母子家庭だから大変でしょう」といわれ、母子家庭であることが判定に際して決定的になったと感じていた。

米国のソーシャルワークの成立を分析した Margolin は、援助者がクライアントへの「共感」や「優しさ」を表明することで家庭訪問をはじめとする自らの実践を正当化していった過程を分析している（Margolin 2003: 67）。本事例でも、「一人で頑張っていますね」、「何かお困りごとはないですか」、「しんどかったら相談してください」などの母親への共感と優しさで、より詳細な母親の子育て方法や家庭の経済状況、近隣との関係などの情報を集めるために、家庭訪問が行われ

ていた。それに対して母親5人は、公的機関からの訪問を「鬱陶しい」と思い、児童福祉の専門家の言葉かけに、抵抗感を示し、サービスを拒否している。母親5人は、公的機関から母子家庭であることで虐待を疑われ、サービスを提供されたことでさらに、自分の子育てや生活に問題があるように対応されたと思い、公的機関から虐待者というレッテルを貼られたと感じ、抵抗していたのではないだろうか。それに対して民生委員は、C氏が児童福祉司と良い関係性を保ち、子育てのしんどさを軽減できるように、という思いから「あんた不利になるで」と伝えたのかもしれないが、C氏は、民生委員の言葉を専門家に従うべきであると指示されていると受け止めていた。

さらに、本事例の5人の母親は、児童福祉や保健の専門家から共感をもって勧められた相談やカウンセリングを受け入れなかったことから、より監視体制が強化されたと感じていた。また、母親たちは、児童相談所の職員や保健師に訪問され、専門家との関わりが増えたことで、友人や近隣者から特別視され、問題がある家族とみられたと感じている。また、A氏とC氏は「いろんな人が営業時間に来るから、お客さんが減った」と語っている。公的機関は、虐待と判定された母子家庭の虐待が重症化しないことを目的として、子育てサービスを提供している。しかし、公的機関が介入した結果、母子家庭の親子を取り巻くコミュニティとの関係が阻まれ、母親5人は心理的に地域から排除されたと感じていた。しかし母親5人は、周囲の人々から、よそよそしい態度をされている、特別視されていると感じながら、怒りの感情をださず「それなりの付き合い方をしたい」、「目立たないように近所の人にニコニコする」など、周囲の人へ対処していた。また、母親5人は、児童福祉や保健の専門家の行動について、「児童相談所も一生懸命、仕事してるだけ」、「虐待を発見するためのマニュアルに従ってるだけ」と語っていた。その一方で、母親5人は「児童相談所の人に反抗しない、でもお世話になるのも嫌」、「権力を持つ人たちには、反抗せず従ったふりをする」と述べていた。5人とも、地域社会に対して終始一貫して対立せず、ときには従ったふりをしていた。とくにA氏とB氏、C氏の3人は自営業であるため、現在の居住地で生活を続けなければならず、近隣者とトラブルを生じさせないために、抗いも同化もしないという方法をとっていたのである。見田（2011: 41-42）は『まなざしの地獄』のなかで、犯罪者にとって獄中の生活は、「落ち着ける場所」と「自由な時間」を獲得したことになると示している。5人の語りから、公的機関は母子家庭の母親の子育てを不本意にのぞきこみ、近代家族からの逸脱として分類し、虐待者というレッテルを貼っていた。それに対して母親の対応は、地域社会の中の特別な存在として仕立てられたことへの避難的な対処であったのではないだろうか。そして、A氏とC氏が、児

童相談所の対応や近隣住民の反応を理解しようとするのは、地域社会が正しいとする社会システムに自分を同化させることで、それまで以上、地域の眼差しが自分に向かないようにしていたと解釈することもできる。

母親5人の語りから、現行の個人の資質や家族の問題をリスクとする児童虐待防止対策が、母子家庭をリスクとして扱い、専門家が示す家庭像や親の役割からの逸脱とみなしていることに対し、5人がとった行動は、社会に対する苛立たしさを隠し、さらに社会の中で特別視されない方法を獲得していたのである。

VI. 結論

本稿は、家族を対象に実際に行われている児童虐待防止対策から、近代家族イデオロギーが、「虐待の芽を摘む」(小林2000)ことを最も重要し、装いを新たに出現している面をデータで示してきた。今日の児童虐待防止対策の中心は、虐待リスクを管理し、そこには社会福祉や保健、心理などの専門職がもつ、あるべき家族像という近代家族イデオロギーが貫かれている。これらのことはすでに先行研究で指摘されてきたが、本稿では、データにおいてその点を検証していった。児童相談所のデータでは、母子家庭のほうが虐待の重症度が低いにもかかわらず、通告回数が多く、虐待と判定されやすかった。インタビューの母子家庭の母親5人は、母子家庭であることで虐待と判定され、福祉や保健の専門家が提供するサービスを拒否したことで監視網が強まり、友人や近隣者から特別な存在として扱われるようになったと感じていた。

さらに事例からは、母子家庭が家庭訪問など公的機関からのサービスに包摂されることでスティグマを押しされ、その結果、母子家庭を取り巻く地域社会から排除されていくメカニズムをみてきた。上野・野村(2003)が指摘するように、児童虐待の判定は、公的機関の専門家が、「サービス」を住民に提供するために便宜的に用いるカテゴリー装置という側面がある。しかし、本データは、保育サービスや親への経済的支援などが児童虐待というスティグマ性の強い用語のもとでなされる限り、親はサービス提供により社会的に包摂され、その結果として排除される可能性を示していたのである。

児童虐待防止対策は、近代家族をモデルにした対策であるために、母子家庭が近代家族規範からの逸脱ゆえに虐待のリスクとしてみなされている。本稿は、そのデータを提示し考察するなかで、実際の対策の渦中におかれている母子家庭の親たちが排除されていることを感じながら、地域社会で生きていくために対立も同化もしないという奮闘を強いられているのか、さらに家族の多様性を自明視する今日の家族社会学の言説から、どのように彼女たちが漏れ落ちているかに注意を喚起することができたのではないだろうか。

文献

- 岩田正美, 2010, 「社会的排除ワーキングプアを中心に」『日本労働研究雑誌』597: 10-13.
- , 2012, 「社会的包摂と司法支援」『総合法律支援論叢』1: 1-12.
- 神原文子, 2009, 「ひとり親家族と社会的排除」森田洋司・矢島正見・進藤雄三・神原文子編『新たな排除にどう立ち向かうか——ソーシャル・インクルージョンの可能性と課題』学文社, 123-143.
- 厚生労働省, 2007, 「子ども虐待対応の手引き」(2013年2月19日取得, <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>)
- 厚生労働省, 2012, 「児童虐待防止対策」, 厚生労働省ホームページ (2012年12月10日取得, http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/hasseyobou)
- 小林美智子, 2000, 「保健医療機関における子どもの虐待の重症度と援助—再発防止のための援助の実態」1999年度厚生科学研究補助金『虐待の子防, 早期発見および再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究報告書』(2012年11月2日取得, <http://www.niph.go.jp/wadai/mhlw/1999/h1121003.pdf>).
- Lister, Ruth, 2004, *Poverty*; Cambridge: Blackwell Polity Press. (松本伊智朗監訳, 立木勝訳, 2011, 『貧困とは何か—概念・言説・ポリティクス』明石書店).
- Leslie, Margolin, 1997, *Under the Cover of Kindness: The Invention of Social Work*; Charlottesville: University Press of Virginia. (中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳, 2003, 『ソーシャルワークの社会的構築—優しさの名のもとに』明石書店).
- 松本伊智朗, 2010, 「子ども虐待の問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援」『子どもの虹情報研修センター—紀要』8: 1-11.
- 益田早苗, 2004, 「虐待する親のリスク要因に関する実態調査—青森県の児童相談所における過去8年間の相談事例の分析から」『子どもの虐待とネグレクト』6(3): 372-283.
- 見田宗介, 2011, 『まなざしの地獄』河出書房新社.
- 村田泰子, 2006, 「ネグレクトとジェンダー—女親のシティズンシップという観点からの批判的な考察」上野加代子編『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 167-205.
- 落合恵美子, 1998, 「新しいパラダイムの課題」『家族社会学研究』10: 145-150.
- 東京都福祉局, 2005, 『児童虐待の実態II—輝かせよう子どもの未来, 育てよう地域のネットワーク』, 東京都ホームページ, (2012年10月29日取得, (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/gyakutai/index.files/hakusho2.pdf>)).
- 上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』岩波書店.
- 上野加代子, 2007, 「児童虐待—リスクの個人管理から社会管理へ」『季刊家計経済研究』WINTER, 73: 33-41.
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『児童虐待の構築—捕獲される家族』世界思想社.
- 上野加代子・吉田耕平, 2011, 「社会的責務としての子どもの養育」『こころの科学』159: 81-86.
- 内田良, 2009, 『児童虐待へのまなざし—社会現象はどう語られるか』世界思想社.
- 山田昌弘, 2007, 「日本の未婚者の実情と、「婚活」による少子化対策の可能性」『クォーターリー生活福祉研究』74(19): 1-16.
- 全国児童相談所長会, 1997, 『全国児童相談所における家庭内虐待調査結果報告書』.
- , 2009, 『児童相談所における家庭支援への取組み状況調査報告書』.